

船橋市不登校児童生徒等支援事業 業務委託に係るプロポーザル実施要領

船橋市不登校児童生徒等支援事業（以下、「本事業」という。）業務委託の内容ならびに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 業務の目的

不登校による様々な課題や困難を抱えている児童生徒及びその保護者に対して、相談対応及び安心して過ごせる居場所の提供等を行うことにより、当該児童生徒及びその保護者を孤立から守り、当該児童生徒の社会的な自立につなげることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 船橋市不登校児童生徒等支援事業業務
- (2) 業務場所 地域子育て支援課が指定する場所
- (3) 業務内容 別添「船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務委託期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (5) 業務実施期間 令和8年8月18日から令和10年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

本事業は実施にあたり、専門性を有することが必要であることと、実施にあたり事業者の経験・実績が求められることから、優れた提案を行う事業者を受託候補者として選定する必要がある。

上記のことから、船橋市業務委託プロポーザル実施要綱第3条第1号及び第2号に該当するものとして、公募型プロポーザルを採用するものである。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たす団体であること。

なお、共同事業体で応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者（以下「代表構成員」という。）をあらかじめ選定するとともに、構成員全てを明らかにし、構成員間における協定書等において、各々の役割分担や事故が起きた場合の責任の所在等を明確にすること。また、構成員全てが以下の全ての要件を満たす団体であること。

- (1) 過去5年間において、不登校などの困難を抱えているこどもの居場所の運營業務又はこども及び保護者の相談対応業務の実績がある者。
- (2) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。ただし、本市の競争入札参加資格を有していない場合は、次に掲げる事項の書類を提出すること。

- ア 登記事項証明書（写し可）
 - イ 印鑑証明書（写し可）
 - ウ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
 - エ 納税証明書（国税・県税）（写し可）
 - 国税 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - 県税 千葉県内に事業所を有する者：千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

5. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容	時期
公募開始	令和8年4月1日（水）
質問受付期間	令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水）
実施場の見学申込期間	令和8年4月1日（水）～令和8年4月7日（火）
質問への回答	令和8年4月17日（金）
参加申込書受付期間	令和8年4月1日（水）～令和8年4月28日（火）
参加資格結果通知	令和8年4月30日（木）
企画提案書受付期間	令和8年4月30日（木）～令和8年5月19日（火）
面接審査（プレゼンテーション）	令和8年6月11日（木）
選定結果の通知及び公表	令和8年6月16日（火）

※日程は都合により変更する場合がある。

6. 実施場所の見学

実施場所について見学希望がある場合は、次のとおり見学申込を受け付ける。
 なお、実施場所は事業開始前までに本事業の専用スペースとして、設備等の改修工事を行う予定であり、見学時点では未着工の状態となる。

- (1) 実施場所 高根台児童ホーム
 住所：〒274-0065 千葉県船橋市高根台2-2-2
 ※駐車場がないため、公共交通機関等を利用し参加すること。
- (2) 申込方法 電子メールでのみ受け付ける。
 見学申込の旨を記載し、件名は『【社名】事前見学申込（船橋市不登校児童生徒等支援事業）』とし、本文に業者名・担当部署・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載すること。
 地域子育て支援課メールアドレス（jidoikusei@city.funabashi.lg.jp）

- (3) 申込期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月7日(火)午後4時必着
※なお、市からの受信確認メールが令和8年4月8日(水)正午までに届かない場合は、問い合わせること。
- (4) 日程通知 令和8年4月8日(水)メールにて通知
見学は令和8年4月15日(水)までの間で実施するものとし、見学中に本プロポーザルに関する仕様等の質問は受け付けられないものとする。

7. 質問及び回答

本要領及び仕様書について質問がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、本業務に係る企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要なないと判断される質問は受け付けられない。

- (1) 提出方法 電子メールでのみ受け付ける。
『質問票(船橋市不登校児童生徒等支援事業)』を入力し電子メールに添付。
件名は『【社名】質問票(船橋市不登校児童生徒等支援事業)』とし、本文に業者名・担当部署・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載すること。
地域子育て支援課メールアドレス(jidoikusei@city.funabashi.lg.jp)
- (2) 提出期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水)午後4時必着
※なお、市からの受信確認メールが令和8年4月16日(木)正午までに届かない場合は、問い合わせること。
- (3) 回答日時 令和8年4月17日(金)
※質問および回答内容は、質問者を特定する部分を除き、すべて市ホームページ上の下記アドレスに掲載し、公表する。
(<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/nyusatsu/001/p144637.html>)

8. 参加申込

- (1) 申込方法 提出書類を期限内に地域子育て部地域子育て支援課に提出する。
- (2) 提出書類 別紙『船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル参加申込書類一覧』を参照。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出場所 船橋市地域子育て部地域子育て支援課
(船橋市湊町2-10-25 本庁舎4階)
- (5) 提出期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月28日(火) 午後5時必着
- (6) 提出方法 **【持参の場合】**
(4)に記載した提出場所に土曜日、日曜日及び祝休日を除いた平日の午前9時から午後5時の間に持参する。

【郵送の場合】

宛先：〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

宛名：船橋市役所地域子育て部地域子育て支援課

※郵送方法は書留とし、提出期間最終日の午後5時必着とする。

- (7) 結果通知 令和8年4月30日(木)までに参加申込者宛て電子メールにて通知する。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

企画提案書等を用意して、期間内に地域子育て部地域子育て支援課に提出する。

(2) 提出書類

別紙『船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル参加申込書類一覧』を参照。

(3) 書類作成等に係る留意点

- ① 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、これらを遵守すること。
- ② 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。
- ③ 文字は横書き11ポイント以上とする。
- ④ 提出期限後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 各様式は特に指定がない場合は令和8年4月1日現在で記入すること。
- ⑥ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法を用いるものとする。
- ⑦ 提出書類等は、返却しない。
- ⑧ 提出書類等の著作権は参加事業者に帰属するが、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定により情報公開請求があった場合は、提出書類等を公開する場合がある。
- ⑨ 企画提案書についてはプロポーザル方式実施のため使用するものとし、船橋市に無断でその他の目的のために使用することはできない。

(4) 提出部数 企画提案書11部（正本1部、副本10部）

※A4版縦型フラットファイル（色指定なし）に左閉じとする。

※副本は正本の複写とすること

(5) 提出場所 船橋市地域子育て部地域子育て支援課

（船橋市湊町2-10-25 本庁舎4階）

(6) 提出期間 令和8年4月30日（木）～令和8年5月19日（火）午後5時必着

10. 面接審査の開催

(1) 実施日 令和8年6月11日（木）

(2) 場所 船橋市役所内 ※具体的な時間及び場所は後日通知する。

(3) 出席者 1事業者につき3名以内。

3名のうち、少なくとも1名は配置を予定している事業責任者の職員

が出席すること。なお、コンサルタント等、参加事業者の職員ではない専門家等の参加は認めない。

- (4) 実施時間 1事業者あたり60分以内（提案40分以内、質疑応答20分以内）
※上記時間には、事業者の入替時間及び準備時間を含まない。
- (5) 設備 机・椅子・電源・スクリーン・RGBケーブル・HDMIケーブル・モニターは使用可。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。
※PCを使用する場合は事業者が用意すること。
- (6) 提案方法 提出した企画提案資料に基づいて提案する。
ただし、参考となる資料の上映等、プレゼンテーション用に新たな資料を一部使用することは可能とする。

11. 提案限度額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申し込み後、契約日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領で示された提出書類の期限、提出場所及び提出方法ならびに書類作成上の留意事項に適合しない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13. 審査及び選定方法

- (1) 審査

「船橋市不登校児童生徒等支援事業業務受託者選定に係る評価委員会」において、非公開で実施する。

- (2) 選定方法

審査は、参加事業者から提出された提案書及び参加事業者からのプレゼンテーションを受け、別紙『船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準』に定める評価方法及び評価基準に基づき、最も適していると認められる参加事業者を受託候補者として選定する。

なお、この選定はあくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。

14. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和8年6月16日（火）までに、全参加事業者に対して電子メールにて通知するとともに、市ホームページで公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採用結果（大項目の点数及び合計点数）。

ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は対応させない。（参加事業者が2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加事業者名は公表しない。）

15. 契約に関する基本事項

（1）契約の締結

- ① 本プロポーザルにより特定された受託候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約の手続きにより契約を行う。
- ② 契約対象となる業務内容は、企画提案書を基本とするが、企画提案書の内容に拘束されるものではない。本業務の仕様書は受託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、市と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。
- ③ 受託候補者が契約締結時まで「4. 参加資格要件」のいずれかに該当しなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合などは、「13. 審査及び選定方法」による審査において総得点の高い者から順に、契約締結の相手方とする。
- ④ 受託者は、受託した業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（2）契約保証金について

契約の相手方は、船橋市契約規則第32条第1項の規定に基づき、契約保証金を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同第34条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

16. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

17. その他

- （1）本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者負担とする。
- （2）受託候補者と特定されたことをもって、契約締結を確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

- (3) 参加事業者は、受託候補者特定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることができない。
- (4) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、船橋市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りでない。

18. プロポーザルに関する連絡先（事務局）

船橋市役所 地域子育て部地域子育て支援課

担 当：谷岡・細川

所在地：船橋市湊町2-10-25 本庁舎4階

※郵送の場合には、「〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 地域子育て部地域子育て支援課」あて

電 話：047-436-2956

メールアドレス：jidoikusei@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（失効日）

この要領は、契約締結の日をもって、その効力を失う。